

## 就学援助制度のご案内



村山市教育員会

村山市では、お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、経済的支援を必要とするご家庭を対象に学用品や学校給食費等の一部を援助しています。

### ☆就学援助について

対象となる費目、支給金額は下記のとおりです。

対象	支給する費用	支給額（年額）※3			
		小学校		中学校	
すべての方	学用品費、通学用品費	1年	19,730円	1年	32,540円
	生徒会費、PTA会費	2~6年	22,000円	2~3年	34,810円
	学校給食費※4	58,000円		69,000円	
	校外活動費※4	3,690円		6,210円	
該当者のみ	新入学用品費※2	57,060円		63,000円	
	修学旅行費※4	22,690円		60,910円	
	クラブ活動費			30,150円	
	オンライン学習通信費	15,000円		15,000円	

- ※1 生活保護を受けている方は、「修学旅行費」についてのみ、就学援助費として支給されます。それ以外の就学に係る費用は、生活保護費に含まれて支給されます。
- ※2 新入学用品費は就学前に支給されます。中学校分については、小学校6年生の就学援助該当者に支給されます。
- ※3 令和7年度支給額です。令和8年度支給額については変更になる場合があります。
- ※4 実績に応じて支給となります。記載額は上限額となります。

### ☆対象となる方

経済的支援を必要とする児童生徒の保護者の方（申請必要、収入審査があります）  
 ※生活保護を受けている児童生徒の保護者の方は申請不要です。

### ☆基準となる例

生計を共にする全員分の令和7年（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）の所得金額等の合計が基準以下の方。

（注意）基準額は、家族構成、年齢等によって異なります。表はあくまでも目安ですのでご注意ください。下記は、令和8年度の基準額です。

世帯人数	家族構成	令和7年分の世帯合計所得金額
2名	保護者1名(40歳)小学生1名(10歳)	おおよそ2,700,000円以下
3名	保護者1名(40歳)中学生1名(14歳) 小学生1名(10歳)	おおよそ3,500,000円以下
4名	保護者2名(40歳)中学生1名(14歳) 小学生1名(10歳)	おおよそ3,600,000円以下
5名	保護者2名(40歳)中学生1名(14歳) 小学生1名(10歳)祖父1名(70歳)	おおよそ3,800,000円以下

※各学校や学校教育課での認定基準額の試算は行っておりません。あらかじめご了承ください。

### ☆申請から支給までの大まかな流れ

月	新入学生	それ以外
1	一日入学の案内に就学援助制度のご案内を同封。	継続申請の案内が学校から届きます。
2	新規の申請を就学する学校へ提出してください。	継続申請を提出。
3	決定通知がご家庭へ届きます。 新入学用品費が支給されます。	3月支給分が支給されます。
5		決定通知がご家庭へ届きます。
7		7月支給分が支給されます。
12		12月支給分が支給されます。

- ※申請は年度ごと必要です。
- ※申請は随時受付を行います。

# 就学援助制度 Q&A



村山市では、お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、経済的支援を必要とするご家庭に小中学校でかかる費用の一部を援助しています。



## Q1 就学援助制度とはどのようなものですか？

→ 病気や災害、その他経済的な理由から就学に係る費用の負担が困難な小中学生の保護者のうち、要件に該当し教育委員会が認定した方を対象に学用品費、学校給食費等の一部を援助する制度です。

## Q2 就学援助制度の申請はどのようにするのですか？

→ 「就学援助申請書」をご記入いただき、必要書類を添付してお子さんの通学している学校に提出してください。

※申請書は各学校、村山市ホームページにてご用意しています。



## Q3 どのように認定されるのでしょうか？

→ 申請された添付書類を学校教育課で確認し、生計を一にしている全員分の収入額を生活保護基準と対比して審査します。世帯数や年齢、家賃の額など各ご家庭の状況によって審査基準が異なります。あくまでもおおよその目安ですが、表面に参考として「基準例」を記載していますのでご覧ください。

## Q4 申請をしようか迷っているがどうすればよいか？

→ 申請を迷っている方は、ぜひご申請ください。認定は、Q3に記載のとおり生計を一にしている全員分の所得額や人数、年齢など各ご家庭の状況によって審査基準が異なります。表面を参考にしてください。

## Q5 前年度就学援助を申請しましたが非該当でした。今年度も申請できますか？

→ 就学援助の審査は、前年分の収入額等と今年度の世帯状況で審査しています。職場の変更や家族状況の変化等で、審査結果が変わります。ご希望がある場合は、毎年ご申請ください。

## Q6 離婚したため、世帯の収入額が減少しました。年度途中でも申請できますか？

→ 年度途中の申請も随時受け付けます。申請書を提出した日から認定開始となりますので、ご家族の状況等に変更があった場合は、速やかにご申請ください。



## Q7 特別支援学級に在籍していますが、就学援助は申請できますか？

→ 申請できます。ただし、就学援助に該当した場合は、特別支援教育就学奨励費と二重で支給されることはありません。

## Q8 申請書を紛失してしまいました。申請書はどこでもらえますか？

→ 学校及び学校教育課に申請書を準備しています。また、村山市ホームページからもダウンロードできます。

検索方法は……

【村山市役所→くらし・手続き→学校・教育・生涯学習→小・中学校→就学援助制度のご案内】

## Q9 認定になった場合、学校集金はどうなるのですか？

→ 原則、就学援助品費は個人口座への振込みとなります。学校への支払いはご自身で行うこととなります。また、修学旅行費(該当者のみ支給)などは行事終了後の支給となります。ただし、委任状をもって学校に振り込みとすることも可能です。学校集金については、学校によって対応が異なりますので、詳しくは学校にお問い合わせください。

## Q10 申請書の記入の仕方を教えてください。

- ①「援助を必要とする現在の状況及び理由」は具体的に記入してください。
- ②収入がある世帯員の「年収または月収」欄は必ず記入してください。
- ③18歳～65歳までの世帯員が就労・就学していない場合は、その理由を必ず記入してください。
- ④住民票上、別世帯となっても同居している親族等がいる場合は、その方も記入してください。
- ⑤『その他』の欄には家族の状況や、児童扶養手当のほかに定期的な収入(養育費等)がある場合に記入してください。

※申請書に記入漏れがあると、認定を受けられない場合があります。

## Q11 一度相談したいのですが、どこに相談すればいいですか？

→ まずは、お子さんの通学している学校にご相談ください。学校教育課でも対応していますので、お気軽に学校教育課学事係までご連絡ください。

### 【お問い合わせ先】

お子さまの通学している学校  
または、村山市教育委員会 学校教育課 学事係  
〒995-8666 村山市中央一丁目3番6号  
TEL：0237-55-2111 (内線325)